

高知家庭裁判所委員会（第3回）議事概要

1 日時

平成17年1月28日（金）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

高知家庭裁判所大会議室

3 出席者

■ 委員

相沢俊夫，池田久男，坂本尚之，高島郁夫，山岡敏明，山本晋平，渡邊安一，
二宮信吾

■ 事務担当者

河上事務局長，白木総務課長、岡総務課課長補佐

■ オブザーバー

倉本首席家庭裁判所調査官，鳴瀬主任家庭裁判所調査官，瀬尾訟廷管理官
補導委託先 小笠原茂夫

4 議 事（■委員長，○委員，●事務担当者）

■ 高知家庭裁判所長あいさつ

■ 委員の異動について

ア 平成16年9月20日付け退任 馬淵 勉

イ 平成17年1月1日付け就任 渡邊 安一

■ 委員長の選任について

○ 渡邊委員が適任である。

○ 異議なし。

渡邊安一委員が委員長に選任された。

■ 第2回委員会結果を踏まえた裁判所の取り組み例の報告

河上事務局長が第2回委員会結果を踏まえた裁判所の取り組み例を報告した。

○ 館内での視聴を条件として、公立図書館に裁判所の広報用ビデオを備え置いたとのことであるが、館内での視聴だけでは広報効果は上がらないのではないか。館外への貸し出しを認めたらどうか。

● 検討させていただく。

5 意見交換等

■ 補導委託先の現状等について

倉本首席家庭裁判所調査官、鳴瀬主任家庭裁判所調査官から補導委託先の現状について報告がなされた。また、補導委託先から補導委託の実情について説明がなされた。

■ 補導委託先の新規開拓について

■ 先ほどの補導委託先の実情等を踏まえて、意見交換をお願いしたい。

○ 補導委託先開拓の前提ということになると思うが、一般には補導委託先の制度はあまり知られていないのではないか。それでは一般の人が補導委託先をやってみようということにはならないのではないか。裁判所としては、補導委託先の制度をもっと広く国民に知らせる必要があるのではないか。

○ 補導委託先の開拓という観点からは、補導委託先制度の広報自体にそれほど意味があるとは思わない。なぜかと言うと、刑務所とか少年院の建設という問題と同じで、要は非行少年が地域に来るとなると、その地域で拒否反応が起こるわけで、むしろ、非行少年と地域とか個人とがどのように関わるかといった意識を高めていくことが補導委託先の開拓という意味では肝要ではないか。そして、実際にそういった意識を高めていけばその中から自然と補導委託先のような活動を実質的に行う人も増えるであろうし、そういった人がいるといった情報が自然と裁判所にも入ってくる。

そもそも、他人の子供を地域としてどう育てていくかとかいった意識が一般にはまだまだ希薄であることから、補導委託先のような活動を実質的に行う人が増えてこないのではないか。そういった意識があれば、地域単位で補

導委託先のような活動を行うことに繋がっていくのではないか。ただ単に補導委託先制度を説明するだけでは、補導委託先になってもらおうとしても、非行少年との接触がそれまでになかった人にいきなり、補導委託先になってもらって非行少年を引き取ってもらうのも難しいことから、それだけでは、補導委託先の開拓という観点からは不十分だということになる。むしろ、地域なり個人として非行少年と関わる人をどうやって増やしていくかとか、そういった人たちと裁判所が連絡を取れる態勢を整えるかといったことが、補導委託先の新規開拓という観点からは重要ではないか。

- 20世紀までの精神医療は病院を中心としていたが、最近急速に変わって来ていて、医療、保健に加えて福祉の分野の役割が大きくなって来ている。具体的には、作業所が精神障害者の社会復帰に大きな役割を果たすようになって来たということである。その作業所を誰が運営しているのかというと、精神医療に携わっているものが運営しているのではなくて、精神病の場合は患者の家族、主として父母が中心になって家族会を組織して、その組織が作業所を運営していて、大きいところでは法人化までされている。その作業所で患者は手作業をしたり、ゲームをしたりして過ごしているわけであるが、そういう作業所に補導委託先も似ているのではないか。そういう作業所を自発的に運営してくれる人が現れるのを待っていたのではなかなか出てこないのではないか。そこで、精神障害者の家族会に相当するような組織があればと思う。

- 補導委託先のリストを全国単位で作成したらどうか。非行少年にもいろいろなタイプの人がいると思うので、そうした方が少年にとって相応しい委託先を選ぶことが可能となるのではないか。全国単位でリストを作成することが困難であれば四国4県で共同してリストを作成したらどうか。

- 補導委託先の新規開拓という問題は、家庭裁判所の業務を行う上で、これが解決したということのない問題であって、今回の意見交換の結果を踏まえ

て今後とも検討を行っていくこととしたい。

6 次回開催テーマ

「裁判員制度について」

7 次回開催期日

平成17年6月13日（月）午後1時30分

地方裁判所委員会と合同開催